

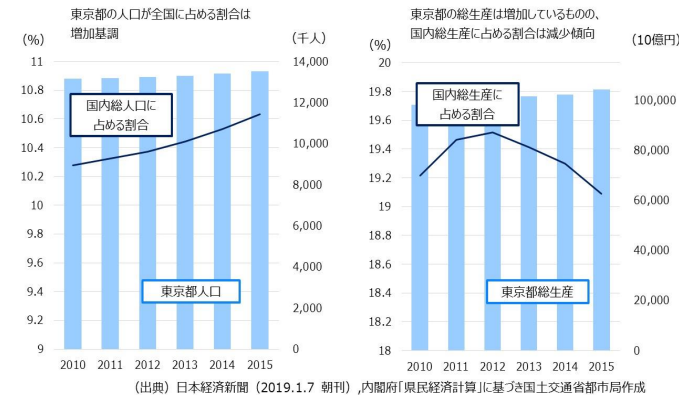
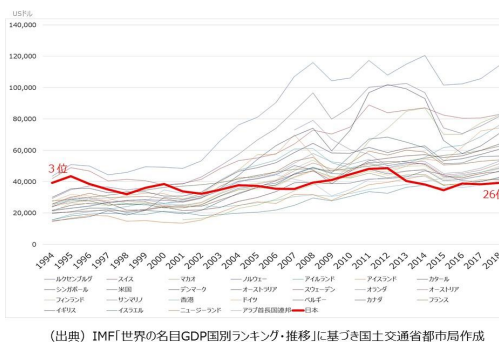
官民連携まちづくりの推進

国土交通省 都市局まちづくり推進課
官民連携推進室長 山田 大輔

「都市の多様性」と「イノベーションの創出」

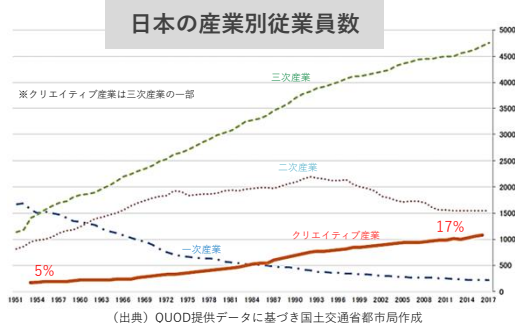
一人あたりGDPの成長

- 生産年齢人口の減少・少子高齢化は全ての都市が抱える共通の課題
- バブル崩壊直後から一人あたりGDPは成長が見られず、世界3位から32位まで下落
- 東京など、人口増加が続く都市においても、一人一人の付加価値や生産性を高める必要



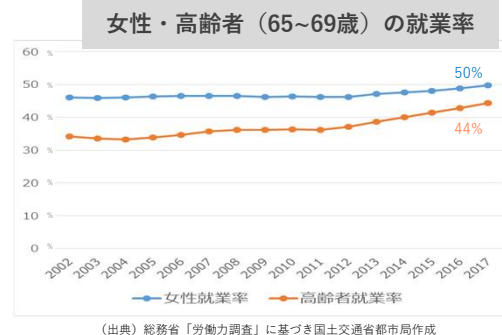
知識集約型経済の拡大

- 第4次産業革命やSociety 5.0の進展や第2次から第3次産業への転換
- エコシステム形成や“クリエイティブ人材”が重要に



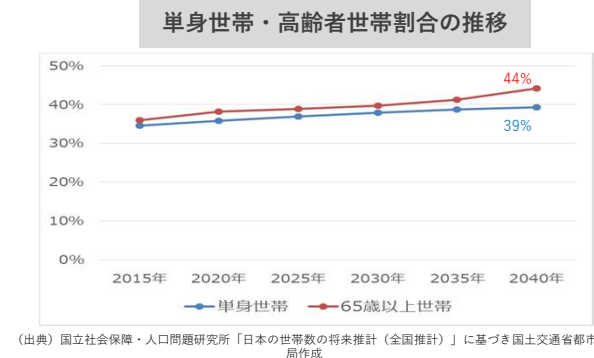
女性や高齢者等の活躍 働き手・働き方の多様化

- 女性や高齢者等の就業は約50%へ
- 働き方改革等により、テレワーク、シェアオフィス、コワーキングなど増加



ソーシャルキャピタルの低下

- 世帯数は2023年から減少し、単身世帯や高齢者世帯が増加
- 町会・自治会等の地縁組織の加入率も低下傾向



**イノベーションの鍵を握るのは「ひと」であり、
関係人口・内外の人材を惹きつける「まち」が必要**

**都市で活動する人材は多様化し、
経済に加え社会面でも都市の役割が拡大**

「都市の多様性」と「イノベーションの創出」

“偶然の出会い”を生む「都市空間」

(カフェ、ストリート、広場、講演、水辺等)

+

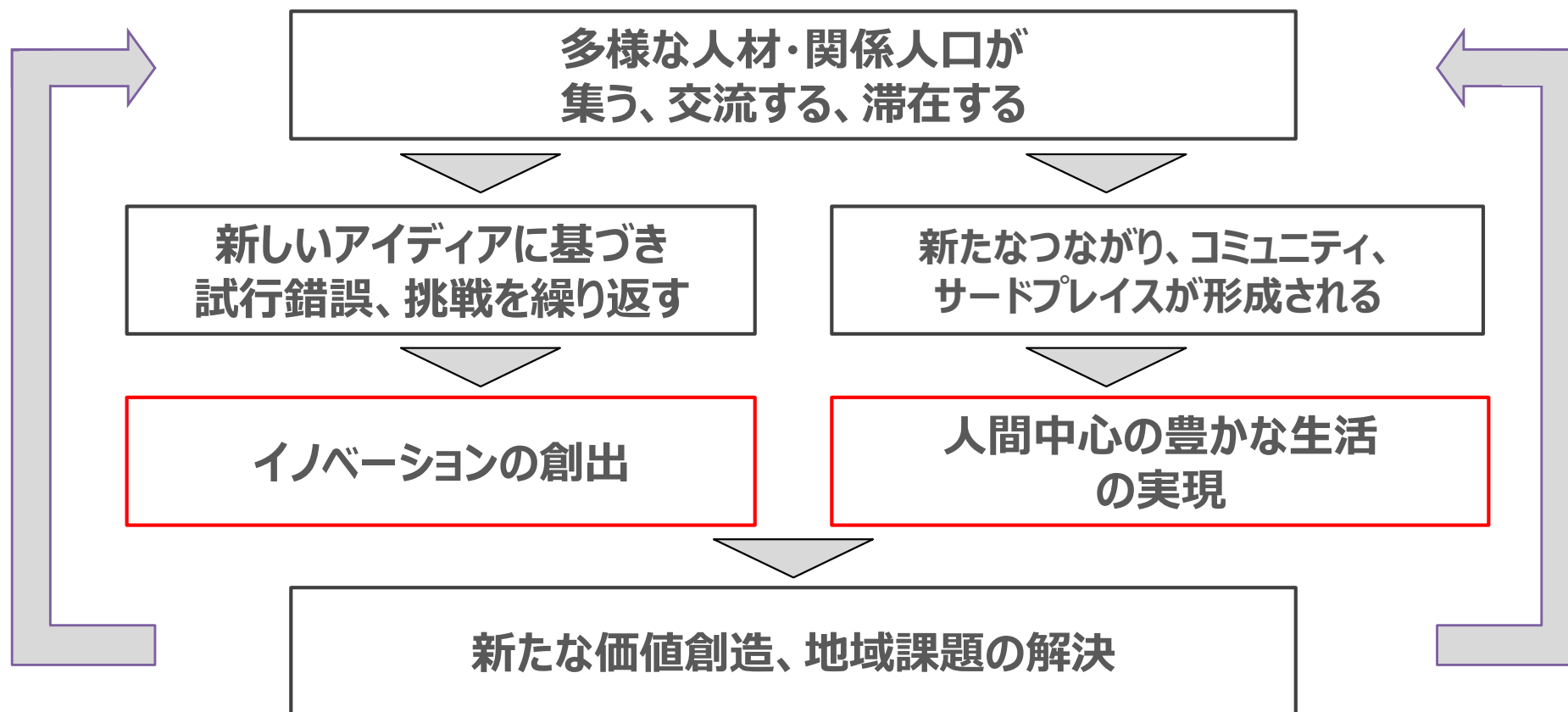
“リアルな繋がり”を育む
「コミュニティ」×「場(プレイス)」

(コミュニティマネジャー、インキュベーション、
コワーキングスペース等)

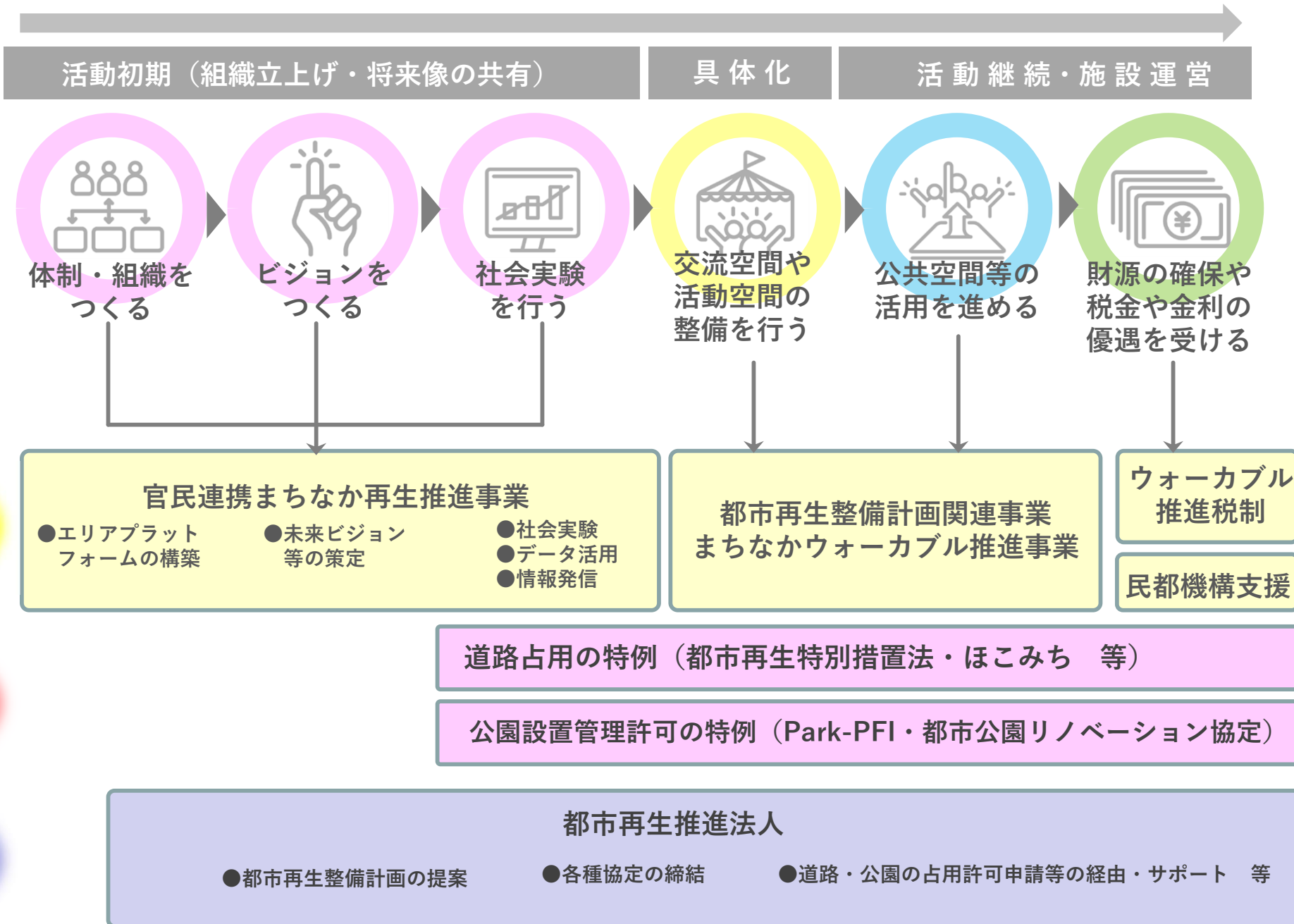
まち・エリア全体の価値を高める

「オペレーティングシステム」

(エリアマネジメント、リノベーションまちづくり等)



官民連携まちづくりを推進する国の主な制度



➤ 官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

未来ビジョン策定とビジョン実現のための**自立・自走型システム**の構築への支援

エリアプラットフォーム活動支援事業

②未来ビジョン等の策定



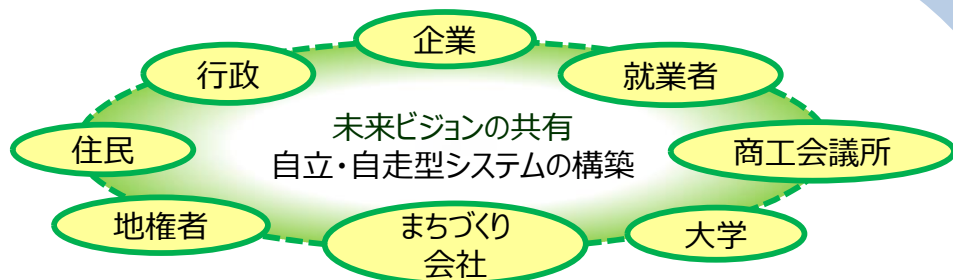
⑤交流拠点等整備



普及啓発事業



①エリアプラットフォームの構築



③シティプロモーション・情報発信



まちなか再生に向けたビジョン実現のために
一体となって取り組む人材の集積

④社会実験・データ活用



上記システムの構築に向けて
中間支援組織・専門人材を活用

<補助対象事業>

- **エリアプラットフォーム活動支援事業**
- ① エリアプラットフォームの構築
- ② 未来ビジョン等の策定
- ③ シティプロモーション・情報発信
- ④ 社会実験・データ活用
- ⑤ 交流拠点等整備
- ⑥ 国際競争力強化拠点形成
- ⑦ 地方都市イノベーション拠点形成

○ **普及啓発事業**

<補助対象事業者>

- **エリアプラットフォーム活動支援事業**
エリアプラットフォーム
- **普及啓発事業**
都市再生推進法人、民間事業者等

<補助率>

・定額、1/2、1/3

➤ 都市再生整備計画は、都市再生特別措置法に基づき、都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域を対象として、市町村が作成することができる。

基幹事業（29種類）

基盤整備

- ・道路・公園・河川・下水道
- ・区画整理事業・再開発事業
- ・地域生活基盤施設
- ・高質空間形成施設

施設整備

- ・高次都市施設・誘導施設
- ・既存建造物活用事業
- ・エリア価値向上整備事業
- ・滞在環境整備事業 等

※事業により選択できない基幹事業あり

提案事業（3種類）

基幹事業に 関連するソフト事業

- ・事業活用調査
- ・まちづくり活動推進事業
- ・地域創造支援事業

※提案事業のみの実施は不可

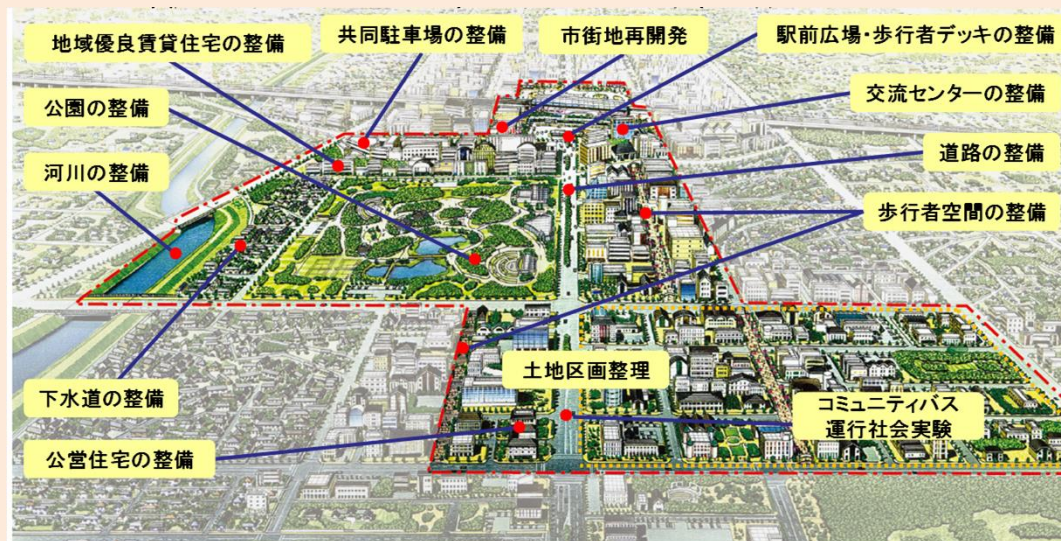
居住誘導促進事業（都市構造再編集中支援事業のみ）

官民連携まちづくりの取組（協定制度等）

選
択

都市再生整備計画

- ・まちづくりの目標
- ・目標を定量化する指標
- ・目標達成のために実施する事業



都市再生整備計画関連事業による国からの予算支援

都市再生整備計画に基づき実施するまちづくりのイメージ

- ・にぎわいと活力のあるまちづくり
- ・ウォーカブルなまちづくり
- ・少子高齢化に対応したまちづくり
- ・観光資源を活かしたまちづくり
- ・環境に配慮したまちづくり
- ・災害に対して強靱なまちづくり
- ・復興まちづくり
- ・公共交通を活かしたまちづくり
- ・健康・医療・福祉のまちづくり
- ・歴史・文化に配慮したまちづくり
- ・官民連携のまちづくり
- ・先進的技術を活用したまちづくり
- ・既存ストックを活用したまちづくり
- ・身近なエリアの価値向上に資するまちづくり
- ・エリアマネジメントによるまちづくり 等



都市再生整備計画関連事業は、様々な政策目的に応じて、事業メニューを選択することができます。

都市構造再編集中支援事業

(個別補助金)

立地適正化計画に基づく取組等に対し集中的支援

誘導施設・基幹的誘導施設・既存建造物活用事業 (誘導施設)



医療・福祉施設

こども園・学校

図書館・博物館

居住誘導促進事業



居住誘導区域へ移転を希望する者への支援

まちなかウォークブル推進事業

(社会資本整備総合交付金 及び 個別補助金)

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに対し集中的支援

滞在環境整備事業



滞在環境の整備の推進に関する事業等

計画策定支援事業



重点的に取り組むテーマに応じた事業計画の策定

誘導施設相当施設

・既存建造物活用事業 (誘導施設相当施設)

都市計画区域外の地域生活拠点内 (社会資本整備総合交付金のみ)



医療・福祉施設



こども園・学校



図書館・博物館

高次都市施設



地域交流センター



観光交流センター



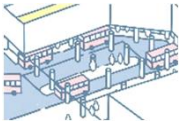
テレワーク拠点施設



ワーケーション拠点施設



子育て支援施設



複合交通センター

河川/下水道



住宅系事業

優良建築物等整備事業
公営住宅等整備 等

既存建造物活用事業

(誘導施設除く)



既存建造物を活用した高次都市施設等



既存ストックを活用し官民連携でエリア価値向上の取組



まちなみ環境整備事業 等

道路



公園

※小規模な公園も対象



区画整理・再開発



地域生活基盤施設



広場・緑地
情報板



駐車場
駐輪場



地域防災
施設



人工地盤
(デッキ・
地下道)



再生可能
エネルギー
施設

高質空間形成施設



緑化施設



電線類
地中化



歩行支援
施設
(バリア施設)



情報化
基盤施設
(カメラ・
センサー)

提案事業

- ・事業活用調査
- ・まちづくり活動推進事業
- ・地域創造支援事業

都市再生整備計画事業

(社会資本整備総合交付金※1、防災・安全交付金)※2)

地域の様々なまちづくりを支える交付金

※1 (都市計画区域外の地域生活拠点内)、※2 (都市計画区域外の防災拠点内) : 一部基幹事業を除く。

➤ 車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等

●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1 / 2

施行地区

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業※ 等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

事業のイメージ

● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
- 道路の美化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（FRINGE駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査



- 人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方を実現するため、**身近なエリア（＝ネイバーフッド）**において、官民の関係者の役割分担の下、地域の資源として存在する**官民の既存ストックを最大限に利活用し、エリアの価値の向上を進める取組**を支援

エリア価値向上整備事業

（都市再生整備計画に整備・維持管理を含めた官民の費用負担及び役割分担を記載）

官民連携により既存ストックを活用し、公共公益施設の利便性向上、及び都市再生整備計画内の地域の価値向上に資する以下の事業

◆ 既存ストックの改修・改変・高質化によるまちの有効活用

- 低未利用地のオープンスペース化、陳腐化した公共施設の改修・撤去
- 既存建物のリノベーションによるコミュニティハブ化



青空駐車を
広場へ転換



空き家を活用した
ワーキングスペースの設置

◆ 多様なサービスの導入によるまちの利便性向上

- 利活用状況等データを取得するセンサー設置
- 利活用を高めるサービスの導入（エリア内のシェアモビリティ等）



人の回遊性を把握
するための
カメラの設置



シェアモビリティ
の導入

◆ 社会実験等によるまちの新たな可能性発掘

- データ分析・見える化、まちの情報発信のためのシステム整備
- 既存ストック活用に向けた社会実験の実施



混雑情報・防災情報等まちの情報の
リアルタイム発信



空き地を暫定利用
した広場化の
社会実験

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、民間事業者等（土地所有者等）が、市町村による道路、公園等の公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じる。

★特例措置の内容（～令和8年3月31日）

① 民地のオープンスペース化に係る課税の特例

- オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却資産（ベンチ、芝生等）の課税標準を5年間、1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減（参酌基準 1/2）



税制特例適用イメージ

② 建物低層部のオープン化に係る課税の特例

- 低層部の階をオープン化※した家屋（カフェ、休憩所等）について、不特定多数の者が無償で交流・滞在できるスペースの課税標準を5年間、1/3～2/3の範囲内において市町村の条例で定める割合に軽減（参酌基準 1/2）



税制特例適用イメージ

★適用事例

▼川崎市の事例「こすぎコアパーク」令和3年10月竣工

○都市公園と駅施設の分断を解消して、一体的に空間を再整備し、日常の憩い空間を創出



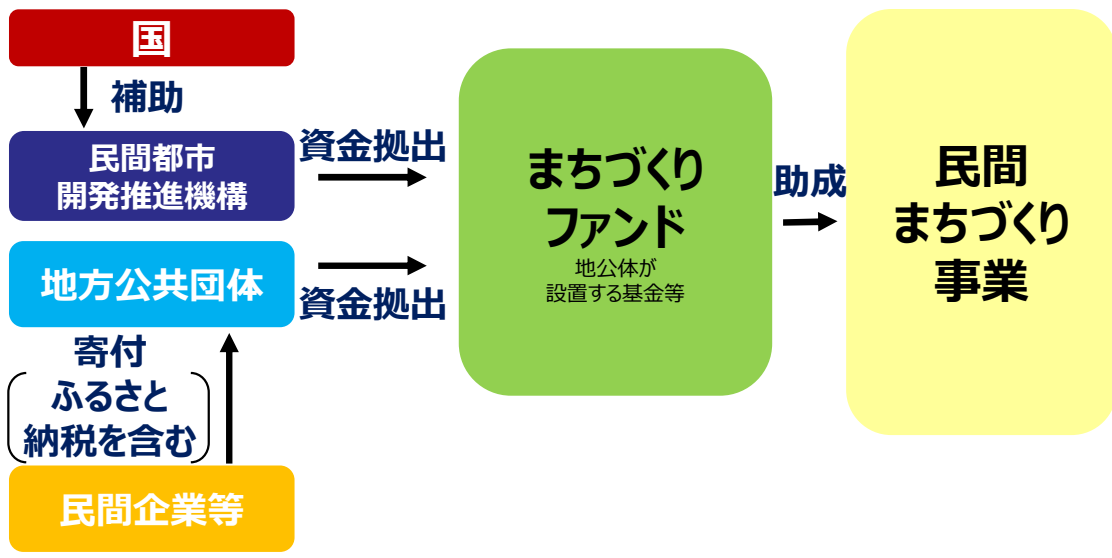
▼静岡市の事例「ARTIE（アルティエ）」令和4年2月竣工

○ボウリング場の建替えに合わせ、全天候型の誰でも使える交流広場を整備し、賑わいを創出



- 活動や取組自体への共感を持つ人々の寄付（ふるさと納税を含む）による資金拠出を受けながら、一定エリア内で自立的に行われるまちづくり活動を、民都機構のまちづくりファンドの仕組みを通じて支援

■ スキーム



■ 主な要件

民間都市開発推進機構→まちづくりファンドへの支援

- 支援対象者：公益信託、公益法人、地方公共団体が設置する基金、市町村長が指定するNPO等
- 支援限度額：寄付金を原資とする地方公共団体の拠出金額

まちづくりファンド→民間まちづくり事業への支援

- 支援対象者：民間まちづくり事業者
- 支援対象事業：**都市利便増進協定等**※に基づく民間まちづくり事業

*都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定、跡地等管理協定

■ 制度活用イメージ

支援事例 馬場川通りアーバンデザイン改修プロジェクト（群馬県前橋市）

- 前橋市アーバンデザイン「都市の便利さと、自然と暮らす居心地の良さを兼ね備えたまちづくり」を先導的に創出するプロジェクト。
- 馬場川通りの遊歩道公園の親水化や車道の高質化等の事業への助成を通じ、地域の賑わい創出に貢献。



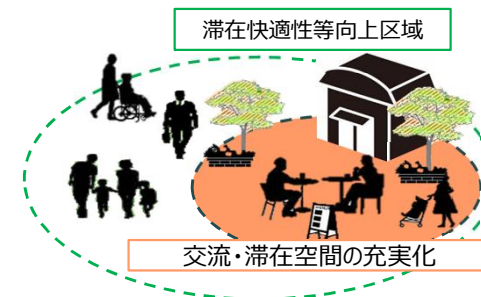
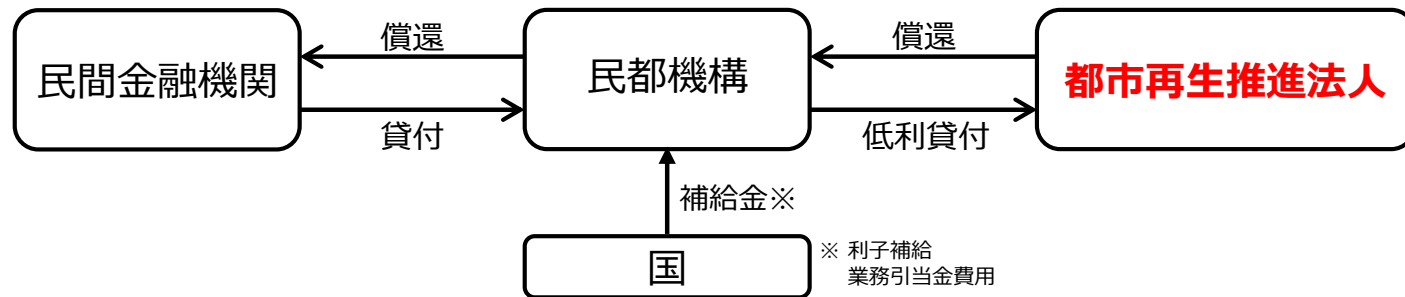
支援イメージ 旧喰丸小学校改修工事（福島県昭和村）

- 30年以上前に廃校となっている老朽化した小学校を、ふるさと納税を活用することで、村の交流・観光拠点として改修。

出典：昭和村観光協会HPより



- 市町村が定める「滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）」において、都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が長期にわたる低利貸付を行うことにより事業の円滑化を図り、「居心地が良く歩きたくなる」空間の実現に貢献。



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

・都市再生推進法人

<対象区域>

滞在快適性等向上区域

<対象事業>

- ・ベンチの設置、植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業であること
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴う事業であること
- ・整備される建築物が省エネ基準を満たす事業であること

<貸付条件>

貸付限度額	総事業費の1/2
貸付金利	0.05% (期間10年均等分割弁済、R4.2時点)
貸付期間	最長20年

具体例 まちなか商業施設ウォーカブル改修事業（青森県むつ市）

○支援内容

- ・支援先 田名部まちづくり株式会社
- ・貸付額 42百万円

○事業内容

- ・用途 店舗・交流施設
- ・工期 2021年6月～2021年10月

○事業詳細

- 商業施設（スーパーマーケット）のリニューアルに伴い、
- ・道路に面した店舗内部のオープンスペース化
- ・道路に面した外壁のガラス張り化や修景
- ・店舗外構部の飲食店の除去による歩行空間の創出・整備やベンチの設置等

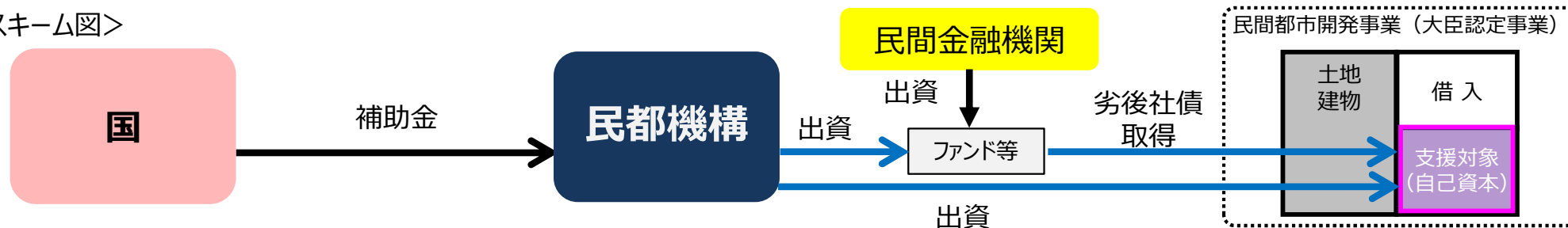


実績等

2020年度～2021年度
支援件数 2件 支援総額 約44百万円

- 市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。
- 事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。

<スキーム図>



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・民間事業者（SPC）

<対象区域>

- ・都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等

<対象事業>

次の要件を満たし国土交通大臣の認定を受けた事業

- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業区域面積が0.2ヘクタール以上であること（医療・福祉、教育文化、商業施設、インキュベーション施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上）
 - ※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上
 - ※ 都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上（誘導施設※¹を含む事業は500㎡以上）

<支援限度額>

・次の①～③のうち、最も少ない額

- ① 総事業費の50%
- ② 資本の50%
- ③ 公共施設等※²の整備費（都市機能誘導区域内は、公共施設等 + 誘導施設※¹）

<その他支援条件>

- ・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。

※1：支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。

※2：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）、建築利便施設（エレベーター、共用通路等）及びインキュベーション施設を含む。

具体例 オガールプラザ整備事業（岩手県紫波町）

○支援内容

- (1)支援先 オガールプラザ株式会社
- (2)出資額 0.6億円

○事業内容

- (1)規模 地上2階建
- (2)用途 図書館、物販・飲食施設、子育て支援センター、事務所
- (3)工期 2011年9月～2012年6月



実績等

2005年度～2022年度

支援件数 56件 支援総額 約438億円

- ▶ 都市における道路空間利用のニーズの高まりや厳しい財政事情の中での民間資金の活用拡大の要請を踏まえ、道路空間のオープン化を推進するため、都市再生整備計画の区域内において道路管理者が指定した区域に設けられるオープンカフェ、広告板等の占用許可基準を緩和する特例制度。

▶ 官民連携による良好な道路空間の創出

- ・都市の道路空間の有効利用により、まちのにぎわい・交流の場を創出(新たなビジネスチャンスの創出)。
- ・民間活力の活用により、財政支出を伴わないインフラの管理を展開。

都市再生整備計画の区域内

都市再生整備計画への記載 (道路管理者・交通管理者の同意が必要)

特例道路占用区域の指定

- ・道路管理者が、市町村からの意見聴取等を行い指定
- ・都市の再生に貢献し、歩行者等の利便の増進に資する
オープンカフェ、広告板等を対象

占用許可基準の特例

- ・余地要件(※)の適用を除外
- ・占用許可を受けた者は、
周辺の道路の清掃、植栽の管理等を実施

※占用許可基準の1つ。道路の敷地外に余地がないためにやむをえない占用であること

制度活用イメージ



オープンカフェ



広告板

- 都市再生特別措置法の改正により、都市再生整備計画に定める「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに取り組む区域（滞在快適性向上区域）の都市公園において、**都市再生推進法人等が公園管理者との協定**に基づき、飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う制度（都市公園リノベーション協定制度）を創設。
- 当該制度では、都市再生推進法人等が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される。

特例の内容

① 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

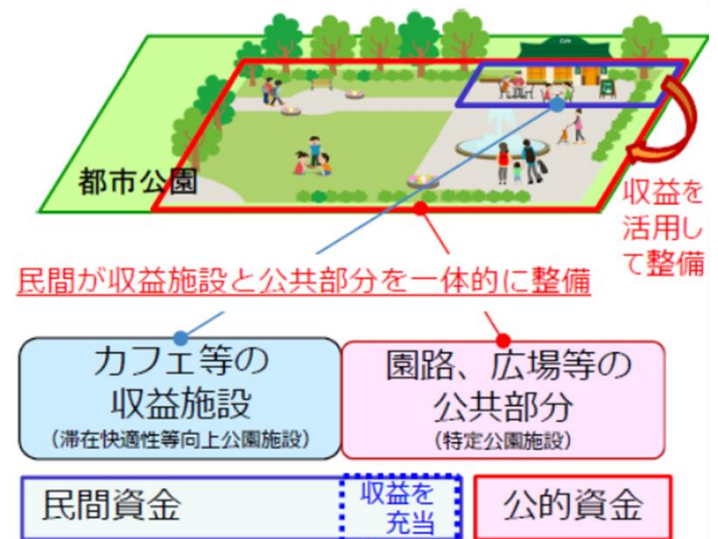
- 協定の有効期間は20年
- その期間に許可申請があった場合は設置管理の許可を与えなければならない
（設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証）

② 建蔽率の特例（2%→12%）

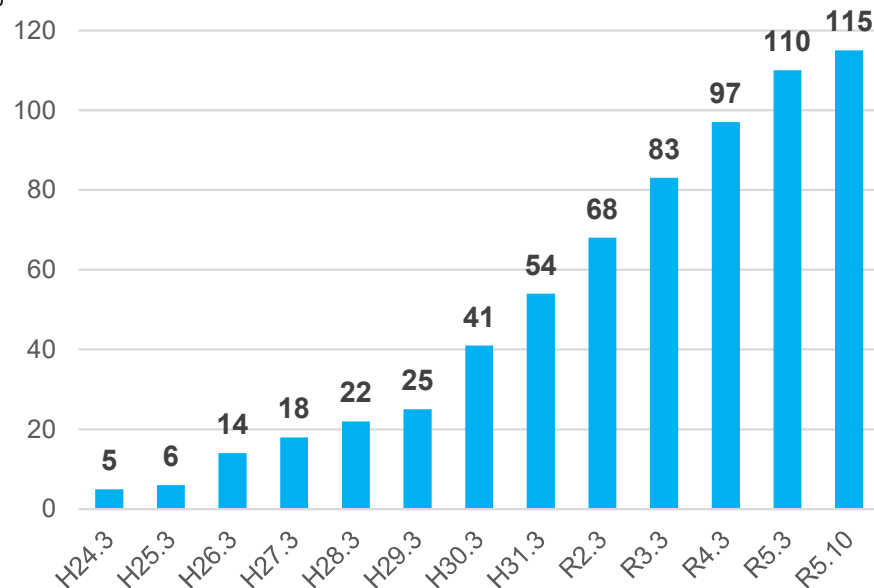
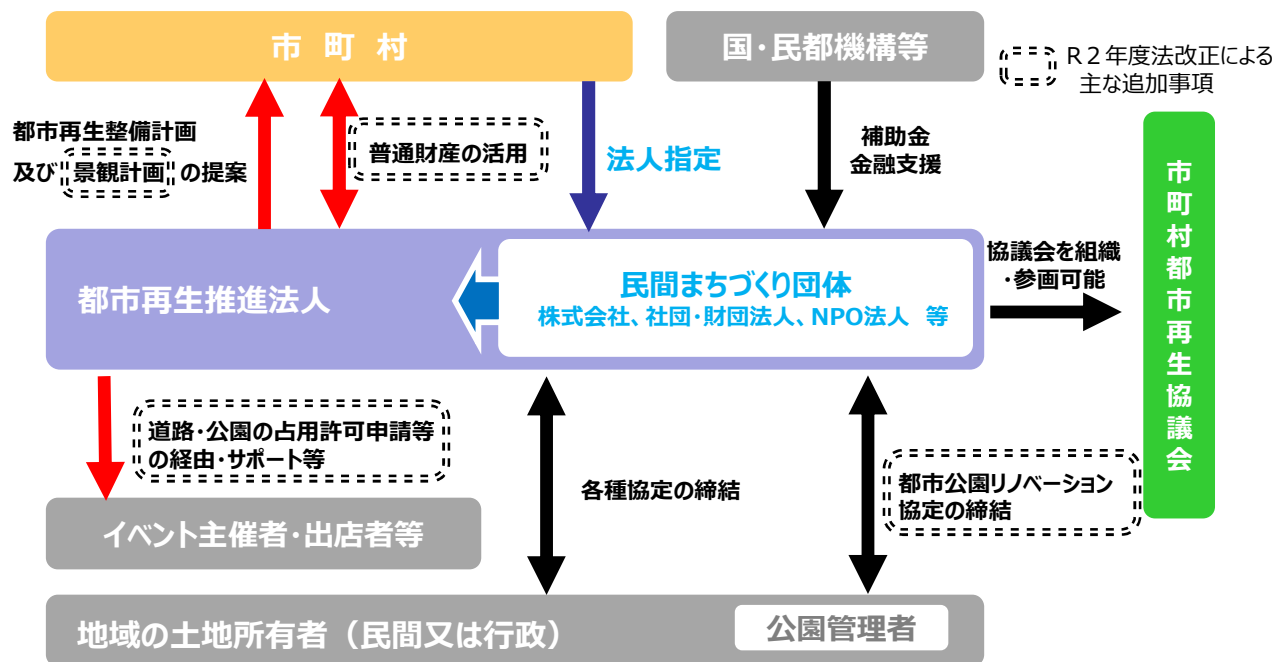
- 通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- 滞在快適性等向上公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に10%の建蔽率上乘せ

③ 占用物件の特例（自転車駐車場、看板、広告塔の設置を可能に）

- 協定に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「公園利便増進施設等」（占用物件）として設置可能



➤ まちづくりに関する豊富なノウハウ等を有し、運営体制等が整っている優良なまちづくり団体に対して、都市再生特別措置法に**基づき市町村長が指定する法人**



- ★ 法に基づく指定を受けることにより、団体の信用度・認知度の向上及び公平性の担保
- ★ 指定された団体は、まちづくり活動のコーディネーターや推進主体としての役割を期待



札幌大通まちづくり株式会社

複数の商店街を母体に設立。飲食・広告事業者への歩道上のテラスの貸出や、駐車場共通化事業・ビル管理共同化事業等を実施し、収益を道路の維持管理等に還元。



まちづくり福井株式会社

中心市街地活性化のため設立された第三セクター。コミュニティバス運行、リノベーションスクール開催、指定管理事業等により、**駅前の再開発とリンクしつつ、まちなかの賑わいを創出**。



(一社) 荒井タウンマネジメント (仙台)

土地区画整理事業や復興事業と連動しながら、賃貸・施設管理・公園内スポーツ施設運営等を通じた自立的な収益構造を構築中。収益は賑わいづくりに還元。



(一社) アーバンデザインセンター大宮

大宮駅周辺の地域戦略ビジョンの実現に向け、**産官学民によるまちづくりを推進するため設立**。まちづくり事業やアーバンデザインの調査研究・計画立案・実践等を実施。



株式会社紀州まちづくり舎

市が進めるリノベーションまちづくりの取り組みの中で立ち上がった家守会社。飲食店を自ら運営するほか、定期的にマーケットイベントを開催。

■ 計画の提案

都市再生整備計画の作成等の提案	都市再生整備計画の作成や変更を市町村に提案することができる。
都市計画の決定等の提案	公共施設の整備等を適切に行うために必要な都市計画の変更を市町村に提案することができる。

■ 財政支援

官民連携まちなか再生推進事業	ワークショップの開催等の普及啓発事業の補助を受けることができる。 まちづくり活動の社会実験等（道路上でのオープンカフェの設置や低未利用地を活用した休憩スペースの創出等）の実施費用の補助を受けることができる。
まちなかウォークアブル推進事業	「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに資する事業（民間の土地・施設をリノベーションし公共空間として開放等）の補助を受けることができる。
まちづくりファンド支援事業 （民都機構による支援）	「まちづくりファンド（クラウドファンディング活用型）」「まちづくりファンド（共助推進型）」を組成する場合、民間都市開発推進機構による資金拠出を受けることができる。

■ 協定への参画

都市公園リノベーション協定への参画	協定締結により、新たに設置されるカフェ、売店等の建蔽率の上限の緩和など都市公園法の特例措置を受けることができる。
都市利便増進協定への参画	土地所有者等とともに、都市利便増進施設の一体的な整備等に関する協定を締結することができる。

■ その他

普通財産の活用	都市再生整備計画に基づき普通財産の安価な貸付などを受けることができる。
道路・都市公園の占用許可等の申請手続の経由・サポート	道路や都市公園の占用許可等について、申請手続の経由事務及びサポートを行うことができる。

官民連携まちづくりのポータルサイト

- 官民連携まちづくりを支える制度活用手引きや公共空間等の利活用事例、国のイベントや地域のまちづくりに関する最新情報を掲載
- 本日紹介した制度や、その他関連制度を「制度の紹介」や「手引き・通知・パンフレット」にて掲載

官民連携まちづくりとは

制度の紹介

手引き・通知・パンフレット

国のイベント情報

地域の事例を調べる

地域のイベント情報

都市再生推進法人の紹介

国土交通省都市局まちづくり推進課 官民連携推進室

1. 官民連携のまちづくりを支える制度

- ▼ 都市再生整備計画
- ▼ 滞在快適性等向上区域 (まちなかウォーカブル区域)
- ▼ 都市再生推進法人
- ▼ 市町村都市再生協議会

2. まちづくりの活動場所を広げるための支援制度

- ▼ 道路占用許可の特例
- ▼ 河川敷地占用許可制度
- ▼ 都市公園の占用許可の特例
- ▼ 都市利便増進協定
- ▼ 都市再生(整備)歩行者経路協定
- ▼ 低未利用土地利用促進協定

3. 滞在快適性等向上区域(まちなかウォーカブル区域)で活用できる制度

- ▼ 一体型滞在快適性等向上事業 (一体型ウォーカブル事業)

4. まちづくりの活動を支援するための予算制度等

- ▼ 官民連携まちなか再生推進事業
- ▼ まちなかウォーカブル推進事業
- ▼ ウォーカブル推進税制
- ▼ まちづくりファンド支援事業
- ▼ まちなか公共空間等活用支援事業
- ▼ 民間まちづくり活動の財源確保に向けた枠組みの工夫
- ▼ 地域再生エリアマネジメント負担金制度(内閣府)
- ▼ 都市環境維持・改善事業資金融資(エリアマネジメント)
- ▼ 官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援

5. 関連制度等

- ▼ 立地誘導促進施設協定(コモンズ協定)
- ▼ 低未利用土地権利設定等促進計画
- ▼ 歩行者利便増進道路(ほこみち)
- ▼ ウォーカブルポータルサイト
- ▼ 公的不動産(PRE)ポータルサイト


官民連携まちづくりの進め方

都市再生特別措置法に基づく制度の活用手引き

国土交通省都市局まちづくり推進課官民連携推進室 2021.3



官民ポータルサイト



ご静聴ありがとうございました

官民連携まちづくりに関するご相談・お問合せはこちらまで。
勉強会等にもお声がけいただければ説明に伺います！

【お問合せ先】

国土交通省都市局まちづくり推進課

官民連携推進室

Tel 03-5253-8407

E-mail hqt-kanminshitsu@ki.mlit.go.jp

